

平成 17 年 4 月 22 日
(社)交通工学研究会 資格制度事務局

「交通技術師」の名称変更について

陽春の候、皆様には益々御清祥の事と御慶び申し上げます。

さて、過日、文部科学省より「技術士」の名称と紛らわしい名称を用いている数種の資格について、「技術士法」第 57 条に抵触する恐れがあるため、名称変更の御指導がありました。当研究会におきましても諸賢の御意見を参考に、「交通技術師」及び「上級交通技術師」の名称を変更することが適当であるとの判断に至り、以下のように名称の変更をいたしました。これは単に名称の変更をするだけのものであり、その内容は全く従前と変わることはありません。また、この変更によって、当資格の性格がより明瞭になったものと思われま

す。各位におかれましては上記のような状況を御理解の上、御諒承下さるよう御願いたします。また、これに伴う事務手続き上の理由により、登録証及び携帯登録証の発行が遅れていることを、あわせて御詫びいたします。

記

変 更 前	変 更 後
交通技術師	交通工学研究会認定 T O P
上級交通技術師	交通工学研究会認定 T O E

以 上

- (1) 既に「交通技術師」の新規登録申請を済まされた方は、改めて申請をしない必要はありません。当方で事務的に対処いたします。
- (2) これから新規登録申請をされる方は、申請に必要な「様式第 1 号」は過日お送りしたものを、そのまま使用して下さい。当方で事務的に対処いたします。
- (3) 「新規登録の手引」および各種の様式は、必要に応じて当研究会 HP から新しいものをダウンロードして下さい。近日中に更新いたします。なお、変更前のものとの違いは、上記のように名称に関わる部分を変更しただけで、基本的には同じものです。

社団法人 交通工学研究会 資格制度事務局

〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3 - 3 - 1 (尚友会館 5 階)

TEL 03-3501-7761

FAX 03-3501-7762

URL <http://www.jste.or.jp>